

令和8年度土地改良区機能強化支援事業（施設管理研修（発電施設）） 現地指導研修申込要領

1 申込者の対象範囲

- 小水力発電施設の導入又は維持管理に携わる土地改良事業団体連合会、土地改良区、土地改良区連合、都道府県農業用水小水力発電等推進協議会、都道府県、市町村等の実務担当者

2. 申込可能な技術指導の内容

- 小水力発電施設の導入、維持管理、発電運営に係る以下に対し、各地に技術者（アドバイザー）を派遣し、半日程度の現地指導を行います。
 - ①導入可能性調査
 - ②設計時に発生した技術的課題
 - ③積算、発注時に発生した技術的課題
 - ④施工管理時に発生した技術的課題
 - ⑤維持管理時に発生した不測の事態への対処
（維持管理、保守点検に係る技術的課題の解決でも可。）
 - ⑥発電会計導入時の課題の解決
 - ⑦フォローアップ支援
（過年度にて当該指導を受けた後の維持管理方法や新たな課題の解決が対象。）
- ※上記目的の研修会の講師派遣も可能です。
- ※「⑥発電会計導入時の課題」については、Web 会議等を活用して現地には訪問しない方法で実施することも可能です。

【技術者派遣ができない内容】

- ・機器の修理やメンテナンス等の直接的な作業を行うもの
- ・訴訟や係争に巻き込まれかねない案件（特定のメーカー製品の不備の判定、入札契約に関わるような案件）
- ・設計・発注・積算・施工管理に係る詳細な調査や解析、計算が必要である調査設計業務相当の案件

3. 申込提出方法と締切

- （別添）申込書を作成の上、都道府県土地改良事業団体連合会を通じて全国土地改良事業団体連合会に提出をお願いします。

提出締切：令和8年11月4日（水）

4. 技術者派遣時期

- 技術者派遣時期は令和9年2月までに実施する予定で進めます。具体的な実施時期は、緊急性等と派遣技術者の都合を勘案して検討し、詳細は申込者と調整を行います。
- 農林水産省補助金の予算の制限により、技術者が派遣できない場合があります。

5. 費用

- 派遣に掛かる費用は、農林水産省補助金より支出するため、申込者からの負担は求めません。

6. 留意事項

- 派遣後の追加質問等については、全国土地改良事業団体連合会に問い合わせいただくようお願いします（直接技術者に問い合わせしないよう、御協力をお願いします）。